

後見制度支援預金

令和5年4月現在

商品名 (愛称)	後見制度支援預金
◇ 販売対象	家庭裁判所より後見制度支援預金新規契約にかかる「指示書」が交付された個人の方
◇ 期間	期間の定めはありません
◇ 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	家庭裁判所より交付される「指示書」に基づきます 1円以上 1円単位
◇ 払戻方法	随時払戻しできますが、家庭裁判所より交付される「指示書」が必要となります
◇ 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	毎日の店頭表示の利率を適用します 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息を計算します
◇ 税金	個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
◇ 手数料	_____
◇ 付加できる 特約事項	マル優の取扱いができます
◇ 金利情報の 入手方法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。

<p>◇ 苦情処理措置・紛争解決処理</p>	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時20分、電話：027-360-3456、フリーダイヤル：0120-666-456（フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可））にお申し出ください。</p> <p>紛争解決処理</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等並びに群馬弁護士会（電話：027-234-9321）が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）または関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>◇ その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お取扱いは口座開設店に限定されます ・総合口座のお取扱いはできません ・現金でのお支払いはできません（後見人が管理する本預金以外の口座に入金します） ・ATMはご利用いただけません ・キャッシュカードの発行はできません ・各種料金等の自動支払いはできません ・インターネットバンキングのお取扱いはできません ・預金保険制度の付保対象預金です。決済用預金以外の預金保険保護対象預金等を合算して元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）